

1. はじめに

本報告書は、わが国のスポーツ行政における国と地方自治体が果たすべき役割について調査・研究した内容をまとめたものである。2010年に「スポーツ立国戦略」が政府によって示され、2011年には「スポーツ基本法」が国会で成立した。「スポーツ基本法」の附則には、「スポーツ庁」設置の必要性について記載されている。国民の健康志向によるスポーツ需要の増加や国際舞台における日本人選手の活躍などにより、わが国のスポーツ政策の充実が期待されるようになった。

しかし、わが国のスポーツ政策の現状を把握するのは極めて難しい。国のスポーツ関連予算は、文部科学省の予算に限らず、他省庁の予算にも含まれる。これは地方自治体についても同様で、スポーツ予算が複数の部局にまたがっており、その実態把握はこれまで十分になされていなかった。

そのため、本報告書では、国と地方の予算（支出）を省庁・部局横断的に把握することに努めた。国のスポーツ予算を検証するために、『体力づくり関係予算額調』（体力づくり国民会議）を使用した。その理由は、『体力づくり関係予算額調』には、文部科学省に限らず、他省庁のスポーツ関連予算が掲載されており、わが国のスポーツ予算の全体像を精査するためである。

地方のスポーツ関連予算（支出）については、目的別に把握できる公開されたデータがほとんど存在しないため、本報告書では、データ整備および公開が進んでいる岐阜県・長崎県・神奈川県を対象に、スポーツ関連予算（支出）についてウェブサイト等での公開資料に基づき調査した。

国・地方におけるスポーツ関連予算（支出）の調査結果の概要は次のとおりである。

1. 体力づくり関係予算をみると、国のスポーツ予算は2011年度で約170億円になる。ただ、スポーツと関連が強い予算は、すべて文部科学省が所管している。体力づくり関係予算の所管省庁からみる限り、スポーツと関連が強い予算以外の政策分野が統合されなければ、スポーツ庁は文部科学省の外局として設置される可能性が高い。
2. 省庁横断的なスポーツ関連予算を唯一把握できる『体力づくり関係予算額調』であるが、近年の行財政改革の影響からその網羅性を失いつつある。また、厳しい財政状況の中で、各省庁が所管事業の予算をスポーツ庁に移管されるのを警戒して、情報公開に消極的になることも考えられるため、スポーツ関連予算の把握はより一層困難になるであろう。
3. 本報告書で調査した県のスポーツ支出平均額は21.3億円であった。文部科学省が把握する予算（約493億円）の都道府県平均額は約10.5億円であるため、都道府県のスポーツ予算は、実際の半分程度しか把握されていなかった恐れがある。
4. 地域主権時代のスポーツ行政を今後進めるためには、地方自治体はスポーツ予算・支出について分野横断的な把握を最優先に行うべきである。

「スポーツ基本法」の成立を受けて、スポーツ庁設置への機運が高まっている。ところが、政府は地域主権改革を進めており、スポーツ行政の集権化にもつながりうるスポーツ庁の設置は容易ではないだろう。また、わが国の財政状況を考慮すれば、新省庁の創設は国民的合意を得られない恐れもある。このため、本報告書はスポーツ行政の実態把握と同時に、目指すべき方向性について論点整理を行っている。

なお、本報告書を作成するにあたり、法政大学経済学部丸山隆太郎氏と宗政俊希氏からデータ収集の協力をいただいた。記して感謝の意を申しあげたい。